

【農林水産委員会】

(1) 審議概観

第140回国会において本委員会に付託された法律案は、内閣提出6件（うち本院先議3件）であり、いずれも可決した。

また、本委員会付託の請願9種類40件のうち、2種類4件を採択した。

なお、平成9年度畜産物価格の決定に当たり、畜産物価格等に関する決議を行っている。

〔法律案の審査〕

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案は、最近における繭及び生糸の需給をめぐる状況の変化にかんがみ、農畜産業振興事業団が行う買入れ、売渡し等による繭及び生糸の価格安定措置を廃止するとともに、生糸の輸入調整措置等について所要の規定の整備を行おうとするものであり、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案は、最近における蚕糸業をめぐる状況の変化等にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成10年4月1日をもって廃止しようとするものである。なお、両法律案は、参議院先議として提出された。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、蚕糸業の将来展望、価格安定制度廃止後の繭糸価格の安定対策、繭検定及び生糸検査の強制の廃止に伴う繭糸取引への影響と対策等について質疑が行われた。

質疑を終了し、繭糸価格安定法の一部を改正する法律案は、討論の後、賛成多数で可決された。次に、製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案は、全会一致で可決された。なお、両法律案に対し、7項目の附帯決議が行われた。

他の本院先議である水産業協同組合法の一部を改正する法律案は、最近における我が国の漁業及び金融をめぐる情勢の変化に対応して、信用事業を行う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するため、最低出資金制度の導入、員外監事及び常勤監事の設置その他の監査体制の充実、常勤役員等の兼職・兼業の制限等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、漁協等の信用事業の在り方、監査の実効性の確保、合併・事業譲渡の現状と今後の見通し等について質疑が行われた後、全会一致で可決された。なお、5項目の附帯決議が行われた。

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案は、最近における森林病虫害等の発生及びその状況にかんがみ、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、線虫類を運ぶ松くい虫その他特定のせん孔虫の効果的な防除を図るため、被害木の破碎、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を導入するとともに、

薬剤による防除を環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に実施するための基準を設ける等の措置を講じようとするものである。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案は、地域林業の中核的な担い手として森林整備、山村経済の活性化等に貢献してきた森林組合が厳しい経営環境にあることにかんがみ、森林組合等の健全な発展を図るため、事業範囲の拡大、理事会の設置その他の執行体制の強化、合併及び事業経営計画の提出期限の延長等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、両法律案を一括して議題とし、特別防除の効果と環境への影響、松くい虫被害の原因と対策、森林組合合併の促進対策と今後の見通し等について質疑が行われた。

質疑を終了し、森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案について、修正案が提出されたが、修正案は賛成少数で否決され、本法律案は全会一致で原案どおり可決された。次に、森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案は、全会一致で可決された。なお、それぞれ附帯決議が行われた。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案は、最近における家畜の伝染性疾病の発生状況の変化等にかんがみ、法定伝染病の範囲の合理化、新疾病についての届出制度の創設、伝染性疾病の発生予防のための検査制度の改善、輸入検疫対象疾病の範囲の合理化、輸入検疫手続について電子情報処理組織による届出又は通知の導入等の措置を講じようとするものである。

委員会においては、家畜防疫制度の在り方、狂牛病等の新たな伝染性疾患への対応策、台湾における豚の口蹄疫発生の実況と我が国が講じた措置等について質疑が行われ、討論の後、賛成多数で可決された。なお、4項目の附帯決議が行われた。

〔決 議〕

本委員会は、3月26日、加工原料乳保証価格については、再生産の確保を旨として適正に決定することなど4項目にわたる畜産物価格等に関する決議を行った。

〔国政調査等〕

2月20日、平成9年度の農林水産行政の基本施策について、藤本農林水産大臣から所信を聴取し、翌21日、これに対する質疑を行った。この中で、新農業基本法、ウルグァイ・ラウンド関連対策、食料自給率、都道府県における国庫補助金の不正使用、農林水産省職員倫理規程、農産物の価格低下による収入の減少を補償する収入保険的手法の導入、農業者年金の給付水準、農業労働災害の補償制度、動植物検疫体制、有機農産物の表示ガイドライン、輸入急増

農産物のセーフガード発動、備蓄米の活用方策、国有林野事業の改善策、日韓・日中漁業協定、ナホトカ号重油流出事故による被害と対応などが取り上げられた。

また、3月26日、畜産物の価格安定等に関する件を議題とし、台湾における豚の口蹄疫発生状況と我が国の対応、指定食肉価格諮問の基本的考え方、配合飼料価格、生産費調査における家族労働の評価、加工原料乳地帯の酪農家の現状、加工原料乳の保証乳価と限度数量などについて質疑が行われた。

さらに、6月5日、当面の農林水産行政に関する件を議題とし、ウルグァイ・ラウンド関連対策の今後の執行方針、農林水産技術協力、諫早湾干拓事業、中山間地域対策としての直接所得補償制度の導入、豪州タスマニア産リンゴの輸入解禁問題、協同農業普及事業、遺伝子組換え食品の安全性、平成9年産生産者麦価、日韓・日中漁業協定締結の見通し、沖縄県の水産振興策などについて質疑が行われた。

なお、3月27日、予算委員会から委嘱を受けた平成9年度農林水産省関係予算の審査を行い、新農業基本法、ウルグァイ・ラウンド関連対策の執行状況、株式会社の農業経営参入、米の生産調整、台湾における豚の口蹄疫発生、水産政策の基本的見直し、シラスウナギの違法輸出、ナホトカ号重油流出事故による漁業被害、沖縄県鳥島の米軍による劣化ウラン弾問題などが取り上げられた。

5月15日には、神奈川県において、県から水産業の概況等について説明を聴取するとともに、三崎水産物地方卸売市場、三崎漁港、県栽培漁業センター及び県農業総合研究所三浦試験場を視察した。

このほか、2月20日の委員会で、1月30日に行われたロシアのタンカーナホトカ号による重油流出事故の被害状況等の実情調査のための議員派遣の結果について派遣議員から報告を聴取した。

(2) 委員会経過

○平成9年2月20日（木）（第1回）

- 理事の辞任を許可し、補欠選任を行った。
- 農林水産政策に関する調査を行うことを決定した。
- 平成9年度の農林水産行政の基本施策に関する件について藤本農林水産大臣から所信を聴いた。
- ロシアのタンカーナホトカ号による重油流出事故の被害状況等について派遣議員から報告を聴いた。

○平成9年2月21日（金）（第2回）

- 平成9年度の農林水産行政の基本施策に関する件について藤本農林水産大臣、政府委員、運輸省、海上保安庁、労働省、会計検査院、通商産業省及び大蔵省当局に対し質疑を行った。

○平成9年3月13日（木）（第3回）

- 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月17日（月）（第4回）

- 森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案（閣法第45号）（衆議院送付）

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第46号）（衆議院送付）

以上両案について藤本農林水産大臣、政府委員、労働省及び防衛施設庁当局に対し質疑を行った後、いずれも可決した。

（閣法第45号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院
反対会派 なし

（閣法第46号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産、二院
反対会派 なし

なお、両案についてそれぞれ附帯決議を行った。

○平成9年3月21日（金）（第5回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 参考人の出席を求めることを決定した。
- 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第51号）
製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案（閣法第52号）

以上両案について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた後、同大臣、政府委員及び参考人農畜産業振興事業団理事長塩飽二郎君に対し質疑を行い、質疑を終局した。

○平成9年3月24日（月）（第6回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第51号）について討論の後、可決した。

（閣法第51号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑
反対会派 共産
欠席会派 二院

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案（閣法第52号）を可決した。

（閣法第52号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、両案について附帯決議を行った。

- 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月25日（火）（第7回）

- 水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第58号）について藤本農林水産大臣、政府委員及び外務省当局に対し質疑を行った後、可決した。

（閣法第58号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、共産
反対会派 なし
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣から趣旨説明を聴いた。

○平成9年3月26日（水）（第8回）

- 畜産物等の価格安定等に関する件について藤本農林水産大臣、農林水産省及び労働省当局に対し質疑を行った。
- 畜産物価格等に関する決議を行った。

○平成9年3月27日（木）（第9回）

- 平成9年度一般会計予算（衆議院送付）
平成9年度特別会計予算（衆議院送付）
平成9年度政府関係機関予算（衆議院送付）
（農林水産省所管及び農林漁業金融公庫）について藤本農林水産大臣

から説明を聴いた後、同大臣、政府委員、運輸省及び農林水産省当局に対し質疑を行った。

本委員会における委嘱審査は終了した。

○平成9年4月3日（木）（第10回）

- 家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第50号）（衆議院送付）について藤本農林水産大臣、政府委員及び厚生省当局に対し質疑を行い、討論の後、可決した。

（閣法第50号） 賛成会派 自民、平成、社民、民緑、無
反対会派 共産
欠席会派 二院

なお、附帯決議を行った。

○平成9年6月5日（木）（第11回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 当面の農林水産行政に関する件について藤本農林水産大臣、政府委員、科学技術庁及び厚生省当局に対し質疑を行った。

○平成9年6月17日（火）（第12回）

- 理事の補欠選任を行った。
- 請願第2166号外3件は、採択すべきものにして、内閣に送付するを要するものと審査決定し、第852号外35件を審査した。
- 農林水産政策に関する調査の継続調査要求書を提出することを決定した。
- 閉会中における委員派遣については委員長に一任することに決定した。

(3) 成立議案の要旨・附帯決議

森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案（閣法第45号）

【要 旨】

本法律案は、最近における森林病虫害等の発生及びその防除の状況にかんがみ、松くい虫被害対策特別措置法の失効に対応して、線虫類を運ぶ松くい虫その他特定のせん孔虫の効果的な防除を図るため、被害木の破砕、焼却等による駆除、樹種転換等の措置を導入するとともに、薬剤による防除を環境の保全に適切な考慮を払いつつ安全かつ適正に実施するための基準を設ける等の措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 松くい虫に対する特別の防除措置として、農林水産大臣又は都道府県知事

が、保全すべき松林等を対象に、被害木の伐倒及び破砕、焼却を内容とする特別な駆除命令等を発動できることとする。

- 2 森林病虫害等の薬剤による防除を環境の保全に配慮しつつ適正に実施するため、農林水産大臣及び都道府県知事が、航空機を利用した薬剤による防除等の実施基準を策定することとする。
- 3 森林病虫害等を早期に発見するため、都道府県知事の委託を受けた森林組合、森林組合連合会等が、必要に応じて、森林への立入調査を実施できることとする。

【附帯決議】

松は、土砂流出の防止等の国土保全、風致・景観の維持のほか、木材の生産等にも重要な役割を果たし、古くから、国民生活に深く関わってきた。

しかるに、松林における松くい虫による被害は、なお高い水準で推移しているほか、一旦被害が軽微となった地域でも、気象の影響等により、被害が再激化することが懸念されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、松くい虫等による被害に的確に対応できる機動的な防除システムを構築するとともに、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 松くい虫等による異常な被害を早急に終息させるため、地域の被害態様を十分に把握した上で、総合的な被害対策が適切かつ効果的に実施できるよう、国、都道府県、市町村、森林組合等を通じた実施体制をさらに充実・強化するとともに、地域の自主的な取組みを促進するための支援を強化すること。また、そのために必要な予算を確保し、本法の目的が達成されるよう最大限の努力を行うこと。
- 2 新しく規定された、森林組合等による他人の土地への立入調査については、森林所有者の権利保護にも十分に配慮しつつ、松くい虫等による被害の早期発見に活用するよう都道府県を指導すること。
- 3 特別防除の実施手順については、今後とも、松林保全、特別防除等に関心を有する広範な関係者で構成される協議会を開催し、関係者の意見等を十分に聴取するとともに、生活環境及び自然環境の保全に配慮して、特別防除を慎重に行うこと。
- 4 特別防除の実施地域については、住宅、宿泊所その他の家屋及び公園、レクリエーション施設その他の利用者の集まる場所の周辺松林を、原則として、除外すること。
- 5 特別防除の実施に当たっては、被害状況の把握に努めること。また、被害が発生した場合には、直ちに、特別防除を中止し、その原因究明に努め、適

切な措置を講ずるとともに、国家賠償法等に基づく円滑な損害賠償を行うこと。さらに、特別防除の効果のほか、生活環境及び自然環境に及ぼす影響について、引き続き必要な調査を行うこと。

- 6 将来、松くい虫による被害が低い水準で定着するなど、特別防除を実施する必要がなくなるような条件を整備しつつ、可能な限り伐倒駆除、樹種転換、天敵利用等の方法を選択するとともに、松林の健全化のため適切な森林施業を併せて推進すること。
 - 7 マツノザイセンチュウに対する抵抗性松について、選抜育種の一層の推進及び普及を図るとともに、誘引剤の開発等環境保全に配慮した新防除技術の早急な実用化及び普及を図ること。また、松の枯損メカニズムについて、引き続き徹底究明に努めるとともに、手入れ不足等による松の不健全化や大気汚染、酸性雨などの影響について、十分に調査研究すること。
 - 8 松くい虫以外の病虫害等についても、有効な防除方法を引き続き調査研究するとともに、今後、これによる被害が増加した場合には、機動的かつ弾力的に対策を講ずること。
- 右決議する。

森林組合法及び森林組合合併助成法の一部を改正する法律案（閣法第46号）

【要 旨】

本法律案は、我が国森林・林業をめぐる厳しい状況において、地域林業の中核的な担い手として森林整備、山村経済の活性化等に貢献してきた森林組合の多くが、規模が零細で、厳しい経営環境にあるため、広域合併による規模の拡大や事業の多角化を図るための措置を講じようとするものであって、その主な内容は次のとおりである。

- 1 事業範囲の拡大の観点から、組合が行う加工販売事業の対象を森林の産物から物資一般に、共同利用施設事業の対象を林業関係から組合員の事業とその生活一般に拡大することとする。
- 2 指定森林組合制度を創設し、優秀な組合の施設を効率的に活用して森林整備を促進するため、行政庁が指定した組合について森林整備に係る事業につき員外利用を組合員等の利用の2倍まで認めることとする。
- 3 経営管理体制の整備の観点から、理事会及び代表理事を法定化するとともに関係規定の整備を行う。また、内部けん制による的確な業務運営を確保するため、監事の監査機能の充実を図ることとする。
- 4 広域合併の結果、1県1組合となった場合の都道府県森林組合連合会から

その会員たる森林組合への事業承継規定の整備を行うこととする。

- 5 組合の広域合併を促進するため、森林組合が都道府県に対し合併及び事業経営計画の認定を受けることができる期限を平成14年3月31日まで延長するとともに、この計画の認定を受けた組合の合併について、税制上の特例措置を設けることとする。また、計画内容に合併後の組合に係る雇用管理の改善に関する計画を追加するとともに、当該計画を林業労働力の確保の促進に関する法律に基づく認定を受けた計画とみなすこととする等所要の規定の整備を行うこととする。

【附帯決議】

最近における我が国森林・林業をめぐる情勢には、木材価格の低迷、製材輸入の増加、林業労働力の減少・高齢化等極めて厳しいものがあり、このまま推移すれば、木材資源の供給能力の低下、地域経済の低迷を助長するだけでなく、森林施業の停滞により森林の持つ公益的機能の発揮にも支障を来たすことにもなりかねない。

このため、昨年成立した林野3法により、林業経営基盤の強化、労働力の確保・育成、木材安定供給体制の整備等を図り、現在、林業の再生と森林の適切な維持・管理に向け、関係者の懸命の努力がなされているところである。

よって政府は、「緑と水」の源泉である森林の適切な整備と林業・木材産業の活性化を図るための施策を積極的に推進するとともに、本法の施行に当たっては、森林組合がその経営基盤を強化し、地域林業の中核的担い手として森林の保全の推進と山村経済の振興に一層大きな役割を果たすことができるよう、次の事項の実現に万遺漏なきを期すべきである。

- 1 森林組合の事業範囲の拡大に当たっては、それぞれの地域において森林組合が当該事業に取り組む必要性、将来性を明確にするとともに、関係者との協調・連携の下に、流域一体となった積極的な事業展開が図られるよう指導すること。
- 2 森林組合の経営管理体制の整備に当たっては、その趣旨を森林組合系統組織に十分周知徹底するとともに、今後、多角的事業展開等積極的経営を推進するため、専門知識、ノウハウ、経験を有する学識経験者等の理事への積極的登用、役員の資質の一層の向上により、経営の活性化・安定化が図られるよう指導すること。
- 3 森林組合の合併の推進に当たっては、組合員の意志を十分尊重し、財務状況、事業内容等組合の実情、地域の実態に即した合併が行われるよう指導に努めること。また、合併後において従来以上に地域との密接な関係が維持されるよう指導すること。

- 4 森林組合への施業委託が増加することが予想される中であって、森林組合の作業班の高齢化が急速に進行している実態にかんがみ、新規就業者の確保のための施策を推進するとともに、就業者の労働条件の改善や福祉の向上に努めること。また、作業の効率化の観点から、森林組合における高性能林業機械の必要性が高まっている現状に対処して、その導入の推進に努めること。
- 5 森林組合が健全な発展を果たすためには、その自主的な努力が一層重要となってくることにかんがみ、森林組合系統の運動を促進するよう努めること。右決議する。

家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案（閣法第50号）

【要 旨】

本法律案は、最近における家畜の伝染性疾病の発生状況の変化等にかんがみ、法定伝染病の範囲を合理化するとともに、家畜防疫を的確に実施するため、新疾病についての届出制度を設けるとともに、伝染性疾病の発生を予防するための検査制度の改善を図り、あわせて輸入検疫についてその対象となる伝染性疾病の範囲を合理化し、電子情報処理組織による届出又は通知の導入の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 家畜の伝染性疾病の危険度を再評価し、法定伝染病について伝染性海綿状脳症の追加等を行うこととする。
- 2 危険度の高い家畜の伝染性疾病の発生状況等の情報を全国的・組織的に把握し、その情報に基づき都道府県知事が発生予防措置を的確に採り得るようにするほか、これまで知られていない疾病を発見した獣医師から都道府県知事への届出制度を設けることとする。
- 3 輸入検疫において危険度の高い疾病を対象とした検疫を行うとともに、輸入検疫証明等輸入検疫に係る手続について電子情報処理組織を使用して行わせることができることとする。

【附 帯 決 議】

家畜防疫制度は、家畜の伝染性疾病の発生予防やまん延防止により、畜産の振興に寄与してきたが、近年、畜産経営の大規模化に伴う被害の大型化、狂牛病等の新たな疾病の発生等の状況に対処し、より効果的かつ効率的な制度の構築が求められている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 家畜の防疫体制に万全を期するため、動物検疫所及び家畜保健衛生所の機能の充実を図るとともに、防疫対策を強力に推進すること。また、獣医師の

- 家畜の伝染性疾病の予防に果たす役割の重要性にかんがみ、新疾病等に関する知識・情報について、研修等により、その資質の一層の向上に努めること。
- 2 狂牛病等プリオンが原因で発生する家畜の伝染性疾病は、家畜に甚大な被害をもたらす、畜産業に大きな打撃を与えるのみならず、人にも危害を及ぼすおそれがあることから、その発生メカニズムの研究及び防疫方法の確立に全力を尽くすこと。また、牛、めん羊等の肉骨粉等を牛、めん羊等の飼料原料として用いないよう、今後とも指導すること。
 - 3 病原性大腸菌O-157による被害の発生・伝播を防ぐための措置の一環として、と畜場、食肉センター等における衛生管理の徹底を図ること。また、安全な畜産物を国民に供給するため、HACCP方式の導入を推進すること。
 - 4 台湾において豚の口蹄疫が発生し、深刻な事態になっていることに対処して、日本国内への侵入防止と国内における防疫体制の整備に万全を期すること。
- 右決議する。

繭糸価格安定法の一部を改正する法律案（閣法第51号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における繭及び生糸の生産及び需給をめぐる状況の変化にかんがみ、農畜産業振興事業団が行う買入れ、売渡し等による繭及び生糸の価格の安定に関する措置を廃止するとともに、これに伴い生糸の輸入に係る調整等に関する措置について所要の規定の整備を行おうとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 法律の題名を生糸の輸入に係る調整等に関する法律に改めるとともに、法律の目的を生糸の輸入に係る調整等に関する措置を講ずることにより蚕糸業の経営の安定に資するとともに生糸の需要の増進に寄与することに改めることとする。
- 2 農畜産業振興事業団が行う買入れ、売渡し等による繭及び生糸の価格の安定に関する措置を廃止することとする。
- 3 価格の安定に関する措置の廃止に伴い、現在の生糸の輸入に係る調整等に関する措置について所要の規定の整備を行うこととする。
- 4 附則において、農畜産業振興事業団法の目的を生糸の輸入に係る調整に必要な業務を行うこととするほか、事業団の業務のうち価格安定措置の実施に必要な国産生糸の買入れ、売渡し等の業務及び委託を受けて行う乾繭の売渡しの業務等を廃止することとする。

製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案（閣法第52号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、蚕糸業の規模の大幅な縮小、技術水準の向上等による繭生産及び生糸の品質の大幅な改善等最近における蚕糸業をめぐる状況の変化、規制緩和に対する要請の高まり等にかんがみ、製糸業法及び蚕糸業法を平成10年4月1日をもって廃止するとともに、これに伴う所要の規定の整備を行おうとするものである。

【繭糸価格安定法の一部を改正する法律案及び製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案に対する附帯決議】

我が国蚕糸業は、伝統的産業として中山間地域等において重要な地位を占め、繭糸価格安定法、製糸業法及び蚕糸業法は、それぞれ養蚕業及び製糸業の経営並びに繭及び生糸の生産の安定に大きな役割を果たしてきた。

よって政府は、今回の3法の改廃に当たり、我が国蚕糸業の健全な発展に資するため、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 最近の養蚕をめぐる状況に対処して、養蚕業の位置付けを明確にすること。
- 2 繭、生糸等の国境調整措置の運用に当たっては、需給・価格動向等を十分に考慮しながら弾力的に行うこと。あわせて、養蚕農家の所得の安定的確保が図られるよう十分な措置を講ずること。
- 3 国及び農畜産業振興事業団の蚕糸関係業務が縮小されることにかんがみ、これらの組織の合理化及び業務の効率的運営をより一層推進すること。

なお、組織の合理化に伴って職員の雇用に不安が生じることのないよう配慮すること。

- 4 繭及び生糸の品質の検定・検査の強制が廃止されること等に伴い、関係取引に支障を来すことのないよう十分に配慮すること。
- 5 養蚕農家の経営の安定を図るとともに、生産性の高い良質繭産地を育成するため、技術の改良普及、養蚕農家、製糸業者、絹業者等が一体となったブランド化の推進等各般にわたる適切な生産対策を講ずること。

また、絹需要の拡大を図るため、絹の新規用途の開拓、絹製品の流通コストの合理化等を図ること。

- 6 プレス繭、絹偽装2次製品等の不正輸入を防止するため、輸入動向を的確に把握し、輸入管理を強化徹底すること。
- 7 生糸取引所において、適切な市場運営が行われるよう指導すること。

右決議する。

水産業協同組合法の一部を改正する法律案（閣法第58号）（先議）

【要 旨】

本法律案は、最近における我が国の漁業及び金融をめぐる情勢の変化にかんがみ、信用事業を行う漁業協同組合等の経営の健全性を確保するため、最低出資金制度の導入、員外監事及び常勤監事の設置その他の監査体制の充実、常勤役員等の兼職及び兼業の制限等の措置を講じようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

- 1 信用事業を行う漁協等について、自己資本及び内部留保の充実を図るため、最低出資金制度の導入、法定準備金の積立基準の引上げ等を行うこととする。
- 2 外部からのチェック機能を強化すること等により、金融機関としての経営の健全性を確保するため、監査体制を強化することとする。
- 3 金融の自由化等による業務執行の高度化・専門化に対応し、業務執行に当たる者の職務専念を確保するため、信用事業を行う漁協等の代表理事並びに当該漁協等の常勤役員及び参事の兼職・兼業を制限することとする。

【附 帯 決 議】

水産業協同組合は、漁業者等の協同組織として、水産業の振興や漁村の活性化等に貢献しているばかりでなく、昨年の国連海洋法条約の締結に伴い、資源の管理についても重要な役割を果たすことが期待されている。

よって政府は、本法の施行に当たり、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 自己資本及び内部留保の充実については、組合員の理解と協力を得ながら推進するよう、その実現に向けて十分指導すること。
 - 2 員外監事・常勤監事の必置等については、組合の信用事業の規模や地域の実情等にも配慮しつつ、監査体制の強化が図られるよう十分指導すること。また、全漁連による監査が公認会計士等の活用により充実したものとなるよう指導するとともに、行政検査の充実に努め、監査・検査の実効性の確保を図ること。
 - 3 役員等の兼職・兼業の制限の適用に当たっては、漁村の実情や組合事業の特性・専門性にも配慮しつつ、責任ある業務執行体制が確立されるよう十分指導すること。
 - 4 部門別損益の組合員への開示については、この制度が、組合員の理解を深め、組合の経営体質の強化に資することとなるよう指導すること。
 - 5 漁業経営の不振等に伴う漁協の財務の実情に対処し、地方公共団体とも連携して、漁協の経営基盤の強化のための諸対策の推進に努めること。
- 右決議する。

(4) 付託議案審議表

・内閣提出法律案（6件）

※は予算関係法律案

番号	件名	先議院	提出月日	参議院			衆議院		
				委員会付託	委員会決議	本会議決議	委員会付託	委員会決議	本会議決議
45	森林病虫害等防除法の一部を改正する法律案	衆	9. 2. 21	9. 3. 12	9. 3. 17 可決 附帯決議	9. 3. 19 可決	9. 2. 25	9. 3. 6 可決 附帯決議	9. 3. 7 可決
46	森林組合法及び森林組合併助成法の一部を改正する法律案	〃	2. 21	3. 12	3. 17 可決 附帯決議	3. 19 可決	2. 25	3. 6 可決 附帯決議	3. 7 可決
50	家畜伝染病予防法の一部を改正する法律案	〃	2. 28	3. 25	4. 3 可決 附帯決議	4. 4 可決	3. 18	3. 19 可決 附帯決議	3. 25 可決
51	繭糸価格安定法の一部を改正する法律案	参	2. 28	3. 18	3. 24 可決 附帯決議	3. 24 可決	5. 9	5. 22 可決 附帯決議	5. 23 可決
52	製糸業法及び蚕糸業法を廃止する法律案	〃	2. 28	3. 18	3. 24 可決 附帯決議	3. 24 可決	5. 9	5. 22 可決 附帯決議	5. 23 可決
58	水産業協同組合法の一部を改正する法律案	〃	3. 4	3. 18	3. 25 可決 附帯決議	3. 26 可決	4. 22	5. 8 可決 附帯決議	5. 9 可決

(5) 委員会決議

—— 畜産物価格等に関する決議 ——

我が国農業の基幹的部門である畜産業を取り巻く情勢は、ウルグァイ・ラウンド合意による牛肉及び豚肉の関税の引下げ、畜産物輸入の増大、担い手の減少、高齢化の進展等極めて厳しいものがある。

よって政府は、こうした情勢を踏まえ、平成9年度畜産物価格の決定に当たって、次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

- 1 加工原料乳保証価格については、農家が意欲と誇りと希望を持って営農に取り組めるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、加工原料乳限度数量については、生乳の生産事情、牛乳及び乳製品の需給事情を考慮して適正に設定すること。
- 2 牛肉及び豚肉の安定価格については、畜産農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として適正に決定するとともに、肉用子牛の保証基準価格については、繁殖農家の経営の安定が図られるよう、再生産の確保を旨として、また、合理化目標価格については、我が国の肉用子牛生産の実態等を勘案して、それぞれ適正に決定すること。
- 3 飼料をめぐる情勢を踏まえ、配合飼料価格安定対策の適切な運用を図るとともに、政府操作飼料については、需給事情を踏まえた安定確保を図ること。
- 4 畜産業の発展に資するため、家畜排せつ物処理施設の整備等の畜産環境対策、家畜改良促進対策等を総合的に推進するとともに、食肉の輸入急増に対する関税の緊急措置及び特別セーフガードの適時・的確な発動を行うこと。
右決議する。